

## 要求水準書（案）第2細則 1 統括マネジメント業務に関する質問回答

長崎市新市立病院整備運営事業に関する「要求水準書（案）第2細則 1 統括マネジメント業務」の内容につき、平成21年8月31日から平成21年9月16日までに受け付けた質問への回答を整理して記述しております。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

No	該当ページ及び項目									質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	番号			その他
001	001	第2	1	(1)	ア						ライフサイクルコストの縮減については、評価する期間によって大きく変動します。評価するに当たっては、事業契約期間を想定すればよろしいでしょうか。	LCCの評価対象建物及び対象期間としては本事業で整備する新設施設ごとに、建物竣工後39年間を予定しております。
002	001	第2	1	(1)	ア						SPCが統括マネジメント業務を実施する場合、マネジメント責任者や、マネジメント業務担当者やリスクマネージャー、エネルギー管理士は、SPCの構成員（代表企業含む）の従業員等が実施する事が必要との理解でよろしいでしょうか。それとも協力企業も含めてその体制を構築すればよろしいのでしょうか。	本事業における、統括マネジメント業務に従事する、マネジメント業務担当者、リスクマネージャー及びエネルギーマネジメントに従事するマネジメント業務担当者（エネルギー管理士等）についてはSPCに籍をおく者、SPCの構成員の従業者等に限定する制限は設けておりません。適宜、協力企業も含めた、効率的かつ効果的なマネジメント体制をご検討の上、ご提案頂ければと考えておりますが、利益相反を防止する仕組み、協力企業等を変更せざるを得ない場合の対応策・仕組み等に支障がない仕組みを構築して頂けることが前提となります。 なお、統括マネジメント業務に従事する、マネジメント責任者については責任をもった立場で統括管理を実施して頂きたいと考えておりますので、SPCに籍を置く者とします。当該規定を要求水準書に追記いたします。 (関連質問 031参照)
003	001	第2	1	(1)	イ	(ア)					構成員の中には代表企業も含まれるとの理解で、代表企業が個別業務を実施することは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりですが、代表企業が個別業務を履行する場合には利益相反を防止する仕組み、協力企業等を変更せざるを得ない場合の対応策・仕組み等を構築して頂けることが前提となります。
004	001	第2	1	(1)	イ	(I)					「市側が別途立案する運営計画等」とありますが、その内容について具体的に教示ください。また、公表の予定があるのであれば時期についてもご教示ください。	ご質問にある運営計画等の提示資料としては、「基本運営計画」及び「基本計画図」等については入札公告時に、「部門別運営計画」、「部門別運営計画補足資料」、「部門別運営計画概要図」、「情報システム概念図」、「ネットワーク構成図(案)」、「情報システムの前提条件」、「主要機器リスト」及び「物流計画(案)」等については参加資格要件の確認結果の通知後に速やかにご提示いたします。 さらに、運営計画として情報システム、医療機器と整合した「運営システム」、「運用マニュアル」を策定し、落札者の決定後において順次提示いたします。
005	001	第2	1	(1)	イ	(I)					市が別途立案する運営計画等及び市側職員のニーズ等については、どの時期にご公表あるいはご提供頂けるのでしょうか。	前段の運営計画等については質問 004をご参照ください。 後段の市側職員のニーズ等については、今回入札公告時に市側の想定プランである基本計画図を参考資料としてお示しいたしますが、市側職員の全てのニーズを基本計画図に反映することは困難なため、基本計画図に対する要望・課題等についても取りまとめ基本計画図と合わせて、本事業に構成員又は設計業務、工事監理業務、建設業務、解体業務を実施するものとして参画予定の方に対してご提示する予定です。また、今回、入札公告後に複数回の事業者別対話を予定しておりますので、そのような場を有効に活用して頂ければと考えております。
006	001	第2	1	(1)	イ	(I)					市側が別途立案する運営計画等はいつ頃公表されますでしょうか。	(質問 004参照)
007	001	第2	1	(1)	イ	(I)					「市側が別途立案する運営計画等…」とありますが、運営計画は入札公告前に公表されますでしょうか。施設維持管理業務以外の運営業務が事業範囲外であるため、市側が求める医療機能に最適な施設を提案する為には、新市立病院における運営面での考え方や病院職員のニーズを早期に理解し、提案内容に反映させる必要があると考えます。	(質問 004参照)

No	該当ページ及び項目										質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	番号	その他		
008	001	第2	1	(1)	イ	(I)					「市側職員のニーズ等を十分に踏まえ」とありますが、これらは公告時に公表される要求水準書に盛り込まれているとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	要求水準書については当然市側職員のニーズを反映した内容で示いたします。 その他については質問 004をご参照ください。
009	001	第2	1	(1)	イ	(オ)					「入札価格内での施設整備を実現すること」とありますが、これはその前の記述にある「合理的な範囲において」という条件が付くものとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
010	001	第2	1	(1)	イ	(オ)					「合理的な範囲」とは事業者の判断によるものとの理解でよろしいでしょうか。	市・事業者間の協議により、合理的な範囲を確定することになります。
011	001	第2	1	(1)	イ	(オ)					医療環境の変化や市側職員の要望などによる設計変更への対応を十分に行う事とあり、入札価格内での施設整備を実現する事とあります。一方で実施方針別紙3のリスク分担保では、設計リスクや初期投資リスクにおける事業者の責めに負う要因以外のリスクは市の負担となっております。もしVEや代替案の検討、提示を行った結果、それでも入札価格内での対処が困難な場合は増額を認めていただけるのでしょうか。	まず本事業において事業者に期待するものとして、仮に市の要望等により「要求水準の変更」が起こった場合においても、「要求水準書(案)-第2細則-統括マネジメント業務」で規定するとおり、各種調整(VE・CD提案)等により、契約金額内で収めるマネジメント機能を求めている点にはご留意願います。 また、市側としても当然契約金額内で収まる管理体制や意思決定ルートを確立し、事業者の業務に対して必要な協力を行います。 事業者側において上記に示すマネジメント機能を十分発揮された上で、それでも調整がつかない場合の増加費用は基本的に市が負担となりますが、そのような場合においても、市側において要求水準の変更が生じた事象の取下げ又は要求水準の変更・見直し等により、契約金額内で納める調整を行います。
012	001	第2	1	(1)	イ	(オ)					要求水準を達成し、かつ景観形成地区にふさわしい施設計画を提案して落札した場合、落札後に更なる景観への配慮が求められた場合については、その増加費用に関しては別途市側の負担との理解でよろしいでしょうか。	「長崎市都市景観条例」「長崎港内港地区都市景観誘導基準」などの基準を満たし施設計画を提案をしていただく事が基本となりますが、景観に関する法的手続きは事業契約締結後に行われます。そのため、契約後に更なる景観への配慮が求められることも想定されますが、市としては景観に関する費用として一定額を事業費に含めて試算しておりますので、仮に想定外の更なる要望等があった場合には市の責任において事業費内に収めるように調整してまいります。
013	001	第2	1	(1)	イ	(オ)					施設整備費が増額となる場合には、合理的な範囲において、代替案やVE提案を行い、入札価格内で施設整備を実現することが求められていますが、この場合の「合理的な範囲」の考え方についてご教示下さい。	事業者側においてコストマネジメント機能(代替案やVE提案等)を十分発揮された上で、それでも調整がつかない場合が該当します。
014	001	第2	1	(1)	イ	(オ)					施設整備費が増額となる場合には、合理的な範囲において、代替案やVEの提案を行い、とありますが、その結果においても増額となった場合には、市側の負担との理解でよろしいでしょうか。	(質問 011参照)
015	001	第2	1	(1)	イ	(オ)				2行目	施設整備費が増額となる場合には、合理的な範囲において、代替案やVEの提案を行い、入札価格内で施設整備を実現するとありますが、ここでいうところの施設整備費が増額となる場合とは具体的にどのような事態を想定しているかご教示ください。	市の政策方針変更による病院機能の軽微な変更、要求水準の変更などを想定されます。
016	002	第2	1	(1)	イ	(カ)					市が自ら実施するモニタリングに関するモニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書は入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	「施設整備モニタリング基本計画書」及び「維持管理等モニタリング基本計画書」については事業契約書(案)の別紙として入札公告時にお示しします。 上記に示す2種類のモニタリング基本計画書の詳細となるモニタリング実施計画書については事業契約締結後の適切なタイミングでご提示いたします。

No	該当ページ及び項目								質問	回答		
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 0-マ字	小項目 (0-マ 字)			番号	その他
017	002	第2	1	(1)	イ	(ロ)					<p>病院事業収支及び経営状況に応じてサービス内容及び対価の見直しを適切に行う仕組みを構築とありますが、例えば、病院事業収支ならびに経営状況が想定より上方修正されたことに伴い、事業者側の業務量が増加した場合は、請負業務範囲内にて業務量の濃淡を提供サービスの質に影響しない範囲で設定するとの事でしょうか？または協議において増加業務内容や業務量は、別途委託費の増額を想定されているのでしょうか。同様に、病院事業収支及び経営状況が想定より下方修正となった場合は、業務量の減少に伴う委託金額の減額もあり得るのでしょうか。</p>	<p>当該規定の趣旨は、大きく以下の2つの視点から規定したものです。 まず、1つ目としては入札時にご提案頂いた各業務のサービス対価の内訳を固定(協力企業への支払額も含む)するのではなく、契約金額の総枠の中で、病院を取り巻く環境に応じて、柔軟に価格を調整するマネジメント機能を発揮して頂きたいという点です。サービス対価の見直し方法については入札公告時までに公表する事業契約書(案)において、お示しいたしますが、要求水準の変更が伴わない範囲での業務方法等の変更については事業者側の裁量の範囲で実施して頂くこととなります。 2点目としては、ご質問にもあるように病院事業収支及び経営状況が悪化した場合において、1つ目の視点にも関連しますが、業務範囲内において提供するサービスの濃淡を付けるようなご提案や、仮に「要求水準の変更」や「業務範囲の変更」が必要になった場合において、価格面から協議が硬直化することなく、柔軟に対応して頂きたいという趣旨で規定しております。</p> <p>なお、ご質問にあるような「要求水準の変更」により増加費用が発生した場合には基本的に市が負担することになりますが、合理的な範囲において、例えば業務の濃淡等による契約金額の中で調整するような、ご提案が頂けることを期待しております。</p>
018	002	第2	1	(1)	イ	(ロ)					<p>この項目は、事業途中において、病院事業の経営悪化に伴いサービス料を減額せざるを得なくなった場合の事業者側の対応について規定したものと理解してよろしいでしょうか。</p>	(質問 017参照)
019	002	第2	1	(1)	イ	(ロ)					<p>「サービスの内容及び対価の見直しを適切に行う仕組みを構築すること」とありますが、これは経営環境の変化に伴って要求水準が変更されることを前提した対応との理解でよろしいでしょうか。</p>	(質問 017参照)
020	002	第2	1	(1)	イ	(ロ)					<p>「病院事業収支及び経営状況に応じてサービス内容及び対価の見直しを適切に行う仕組みを構築すること」とありますが、事業期間中に単年度ごとに契約金額が変更されることがあり得ますでしょうか。また本趣旨は対価の引下げを目的としたものと思いますが、要求水準の引下げを許容するものという解釈でよろしいでしょうか。</p>	(質問 018参照) <p>なお、ご質問にあるサービス対価の見直し時期については契約事務手続きが煩雑になりますので、単年度ごとに変更することは想定しておりません。維持管理等期間中の一定期間の周期で見直し協議を行う予定です。なお、詳細については入札公告までに公表する事業契約書(案)をご参照ください。</p>
021	002	第2	1	(1)	イ	(ロ)					<p>「病院事業収支及び経営状況に応じてサービス内容及び対価の見直しを適切に行う仕組みを構築すること」とありますが、見直しが必要となる収支状況及び経営状況はご提示いただけるのでしょうか。</p>	見直しが必要となった場合にはご理解のとおり、経営状況をお示した上で、必要な対応を求めることとなります。
022	002	第2	1	(1)	I						<p>個別業務に対するマネジメント業務は、本事業の事業期間が対象ですが、当該業務のサービス対価は、事業契約締結後からSPCに対して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	あくまで事業者側の提案内容によりますが、事業契約締結後速やかに本業務を開始する場合にはご理解のとおりです。
023	002	第2	1	(1)	I						<p>エネルギーマネジメント業務は、建物が完成してからの業務となっておりますが、設計段階において、環境負荷が少なく、省エネ効果のある設備機器選定等も重要な業務と考えますが、設計期間を対象とされていない理由等があればご教示下さい。</p>	<p>統括マネジメント業務のエネルギーマネジメント業務については維持管理期間中に限定した業務としております。 ただ、ご質問にあるとおり、設計段階から省エネ対策を検討し、施設計画へ反映していくことは重要と認識しております。 したがって、業務としては施設整備業務と統括マネジメント業務に区分されますが、事業者側において、設計・建設期間中、維持管理等期間中に通じた、一体的な計画立案及び市への支援を実施頂けるような、有効かつ効果的なご提案を期待しております。</p>
024	002	第2	1	(1)	I						<p>「エネルギーマネジメント業務は 期工事の引渡し時期の翌月となる平成25年12月～平成43年3月末」とあります。新管理棟に係るマネジメント業務は平成25年11月までは不要との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	ご理解のとおりです。 当該業務は 期工事の引渡し後から実施して頂く予定です。

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)			番号
025	002	第2	1	(1)	イ					各業務期間のイメージ図によると、エネルギー管理期間とはほぼ維持管理期間と一致しています。期工事の新病院本館、新管理棟ならびに 期工事の外来棟、駐車場棟のエネルギー管理期間を具体的に教えてください。	期工事引渡し後から、順次市へ引渡しを受ける時期から当該業務の対象施設が追加されていくとご理解ください。 (関連質問 024参照)
026	002	第2	1	(1)	イ					エネルギー管理業務期間が平成25年12月～となっていますが、新管理棟使用開始の平成25年5～11月の間は、エネルギー管理業務は行わなくて良いとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 024参照)
027	003	第2	1	(1)	オ					市の考える「利益相反」について具体的に教えてください。	マネジメントを行う主体とマネジメントを受ける主体の間に、資本関係等が存在する場合等が考えられます。
028	003	第2	1	(1)	オ					避けるべき「利益相反」の具体的な状態を教えてください。	(質問 027参照)
029	003	第2	1	(1)	オ					利益相反に係るデメリットとは、具体的にどのような状態を想定しているのでしょうか。教えてください。	業務の履行状況が明らかに要求水準未達の状態にある主体に対して、同主体の変更等、必要と考えられる対応を講じることができない等の状態が想定されます。
030	003	第2	1	(1)	オ					利益相反に係るデメリットが発生しないようなマネジメント体制とは、どのような体制を想定されているのでしょうか。SPCが実体を持ってマネジメントする事ができれば、個別業務の実施企業がSPCの構成員として統括マネジメント業務を行う事は問題無いと考えてよろしいでしょうか。それともマネジメントを実施する企業と受ける企業は異なる体制を期待しているのでしょうか。	質問 029の回答に示すような事態を避け、マネジメントとして必要な対応を円滑かつ確実に講じることができる体制である限りにおいて、事業者のご提案によるものと考えます。
031	003	第2	1	(1)	オ					統括マネジメント業務を構成員・協力企業もしくは応募者に属さない第三者に再委託することはできず、事業者(SPC)が自ら実施しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。教えてください。	統括マネジメント業務は、事業者(SPC)・構成員・協力企業のいずれかにおいて実施することを求めます。ただし、統括マネジメント業務に従事する、マネジメント責任者については責任をもった立場で統括管理を実施して頂きたいと考えておりますので、SPCに籍をおく者とします。関連して、要求水準書の一部を修正しますので、詳細は、入札公告時に公表する要求水準書をご参照ください。
032	003	第2	1	(1)	オ					統括マネジメント業務は事業者自らが実体を持って確実に行うとありますが、事業者から第三者へ委託することは出来ず、構成員及び協力企業に統括マネジメント業務を行う企業が含まれるとの認識でしょうか。	(質問 031参照)
033	003	第2	1	(1)	オ					統括マネジメント業務を構成員・協力企業もしくは応募者に属さない第三者に委託または再委託することは可能である場合、複数の法人に委託・再委託することは可能でしょうか。教えてください。	(質問 031参照)
034	003	第2	1	(1)	オ					ここでいうマネジメントを行う主体と、マネジメントを受ける主体とは、具体的に何れを指すのでしょうか。行う主体はSPCで、受ける主体は個別業務を実施する企業という事でしょうか。	マネジメントを行う主体については、質問 031をご参照ください。マネジメントを受ける主体については、ご理解のとおりです。
035	003	第2	1	(1)	オ					統括マネジメント業務は事業者自らが実体を持って行うこととありますが、マネジメント責任者等の雇用形態については、事業者の提案に任せるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (関連質問 031参照)
036	003	第2	1	(1)	オ	(ア)				「常勤配置するか否か」とありますが、「常勤」とは「常駐」と同義と理解してよろしいでしょうか。	ここでは、雇用形態として「常勤」とするか否かとはご提案によるとしていただいております。
037	003	第2	1	(1)	オ	(ア)				マネジメント責任者は、「マネジメント業務担当者又はリスク・マネジャー又は個別業務の業務責任者を兼ねることができる」とあり、「又は」ということは、3つの役職のうち1つは兼務できても全て、又は2つの役職は兼務できないということでしょうか。	全ての役職を兼務することも可能です。

No	該当ページ及び項目										質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	番号	その他		
038	003	第2	1	(1)	オ	(ウ)					リスク・マネジャーを配置する時期についてご教示ください。	マネジメント責任者と同様、事業期間にわたる配置を求めます。
039	004	第2	1	(1)	オ	(I)	b			1行目	事業期間の開始当初から全施設共用開始まではありますが、当該期間はページ2 第2 1 (1)「業務期間」[各業務期間のイメージ]に記載されている事業契約締結時から各工事対象建物オープンまでの理解でよろしいでしょうか。	全施設供用開始とは、本事業において整備する全ての工事対象建物がオープンするまでとご理解ください。
040	004	第2	1	(2)	ア	(ア)	b			2行目	追加的な業務を実施する旨の提案の場合とありますが、この場合の提案者とは事業者側からの提案のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
041	004	第2	1	(2)	ア	(ア)	b				マネジメント水準書についてですが、目的には、要求水準書に規定する内容と事業者の提案内容を一体的に整理したものであり、と記載されており、内容の欄には、要求水準書及び事業者の提案書に代替するものではないとあり、あくまでもツールとしての位置づけをされておりますが、一体的に整理されたものが、代替ではないとの主旨について、理解し難く、マネジメント水準書の策定、承認が年度マネジメント計画書等の一連の流れの礎になっていると思われることから、事業者提案を行うにあたり、再度マネジメント水準書の位置づけを明確にご教示願います。	事業者が満たすべきマネジメントの水準は、あくまで要求水準書及び事業者の提案書という2つの書類に記載された内容に基づくものとなります。 ここで、これら2つの書類に記載された内容は、お互いに重複するものや、一方が他方を具体化したものである等、相互に密接な関係にあることが想定されることから、モニタリングにおいて両書類を併用した場合、確認漏れや二重確認の発生等、円滑なモニタリングに支障を来す恐れがあると考えます。  そこで、両書類の内容を一つの形で整理した「マネジメント水準書」という書類を「両書類に代替するものではなく(マネジメント水準書が、要求水準書及び提案書に取って代わる位置づけとなるのではなく)、あくまでモニタリングを円滑に行うために使用する、両書類の内容が整理されたツールとして」作成し、使用するものです。
042	004	第2	1	(2)	ア	(ア)	b				「マネジメント水準書」は提案書には含まれないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
043	004	第2	1	(2)	ア	(ア)	b			5行目	当該水準書はあくまでツールでありとありますが、この場合のツールの定義についてご教示ください。	(質問 041参照)
044	004	第2	1	(2)	イ	(ア)	b				マネジメント水準書は、「原則として業務項目ごとに作成」とありますが、例外としてはどのようなことを想定されてますでしょうか。	各業務項目において共通の内容となり、明らかに個別に作成することが効率的ではない場合等が想定されます。
045	005	第2	1	(2)	イ	(イ)	e	(a)			年度マネジメント計画書及び報告書に、マニュアルを含むこととありますが、毎年変更されるものでもなく、次項の(b)と同様に、別に作成することもよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、マニュアルを毎年変更することは想定していませんので、マニュアルは別に作成することも可能とします。
046	006	第2	1	(3)	イ	(ア)	a				適切な協力企業等を選定し、業務を確実に実施させることが求められていますが、本事業では一般競争入札参加資格要件確認申請時に参加資格要件の確認対象となる構成員・協力企業の名称を明らかにすること、及び入札提案書類には応募者を構成する全ての構成員・協力企業名称の明記が求められ、且つ応募者を構成する法人の変更が原則認められていないことから、適切な協力企業等が選定されているかの確認が審査(基礎審査)の対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	ここでいう「適切な」とは、応募者ごとに異なる提案内容について、確実に履行できる能力等を有する協力企業を選定することであり、本事業への参加資格要件とは別の視点となります。 具体的には、応募者が入札にあたり選定した協力企業等が、明らかに提案内容を確実に履行することが困難であると客観的に判断せざるを得ない等の場合においては、ご質問にある「審査(基礎審査)」相当において、判断の対象となり得るものと考えます。
047	006	第2	1	(3)	イ	(ア)	b				協力企業等を選定にあたっては、選定前に要求水準を満たすサービス提供の誓約書類の取り交わしと、市への提出が求められていますが、本事業では一般競争入札参加資格要件確認申請時に参加資格要件の確認対象となる構成員・協力企業の名称を明らかにすること、及び入札提案書類には応募者を構成する全ての構成員・協力企業名称の明記が求められ、且つ応募者を構成する法人の変更が原則認められていないことから、入札前に市に誓約書類の提出が必要になるのでしょうか。	入札前に誓約書類を市に提出する必要はありません。詳細は、入札公告時に公表する要求水準書をご参照ください。

No	該当ページ及び項目										質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	番号	その他		
048	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	a	(a)			市が別途策定する運営計画、情報システム計画等の「等」には他にどのような計画が含まれるのでしょうか。	(質問 004参照)
049	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	a	(a)			市が別途策定する運営計画、情報システム計画等とありますが、施設計画を策定する上では重要な資料となります。公表時期などについてご教示ください。	(質問 004参照)
050	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	a	(a)			市が別途策定する運営計画、情報システム計画等の開示時期をご教示下さい。 なお、計画により開示時期が異なる場合は、計画ごとに開示時期をご教示下さい。	(質問 004参照)
051	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	a	(a)			市が別途策定する運営計画、情報システム計画等は、いつ頃公表されますでしょうか。	(質問 004参照)
052	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	a	(a)			市が別途策定する運営計画、情報システム計画等は、いつ頃ご提示いただけるのでしょうか。	(質問 004参照)
053	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	a	(a)			「市が別途策定する運営計画、情報システム計画等」「医療機器・一般備品の整備計画」「移行計画・リハーサル計画」は公表いただけますでしょうか。	(質問 004参照) なお、新市立病院における「一般備品の整備計画」及び「移行計画・リハーサル計画」については現時点では公表する予定はございません。
054	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	a	(a)	1行目		市が別途策定する運営計画、情報システム計画等を最適な形で実現する施設計画を提案とありますが、市が別途策定する運営計画、情報システム計画に隠れた瑕疵があった場合、施設計画における事業者の責任は問われないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりで結構ですが、仮に課題・問題点等を確認した場合には積極的に市へアドバイスして頂けることを期待しております。
055	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	a	(b)			VE提案を行うのは、いつの時期を想定されてますでしょうか。	VE提案の実施時期としては、主として基本設計、実施設計段階を想定しております。 (関連質問 004参照)
056	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	a	(b)			「施設維持管理業務の観点から市が策定する運営計画等に対してVE提案を行う」とは、運営計画が事業者決定後に示される、ということを意味しているのでしょうか。	運営計画等の公表時期については質問 004をご参照ください。
057	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	a	(b)			市が策定する運営計画に対してVE提案を行う事、とありますが、この運営計画とはどのような内容ののでしょうか。今回の業務範囲外のものでしょうか。	前段の運営計画等の内容については質問 004をご参照ください。 後段の運営計画そのものの作成は本事業の事業範囲外となりますが、当該計画に対するVE提案を行うこと自体は本事業の事業範囲に含まれます。
058	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	b	(c)			取巻く環境の変化を可能な限り事前に予測した上でありますが、ここでいう予測について市側で具体的に想定されている内容があれば、ご教示ください。	実際の維持管理段階で顕在化する事象も多々あり、現時点では全ての事象を想定することは困難ですが、現時点で想定される要因の一例としては、医療及び病院を取り巻く環境の変化及び、各業務に関連するマーケットの変化によるサービス内容の変化等が想定されます。
059	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	c	(a)			「整備業務が施工計画どおりに実施されるよう適切な工程管理を行うこと」とありますが、要求水準の変更、市側の要望に伴う施工計画の変更など帰責事由が市側にある場合は、この限りでないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	市の責めに帰すべき事由と明確に判断される場合においてはご理解のとおりです。 なお、設計業務、建設業務等に関する工程管理は事業者側の業務範囲です。市側の各種条件の確定時期等の管理も含め、適切な工程管理をお願いします。
060	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	c	(c)			「入札価格内での施設整備業務を遂行すること」とありますが、要求水準の変更、市側の要望に伴う設計変更、施工計画の変更など帰責事由が市側にある場合は、この限りでないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	市の責めに帰すべき事由により、「要求水準の変更」による増加費用が発生した場合には基本的にはご理解のとおりですが、契約金額内で遂行できるよう、VE・CD等の積極的なご提案を期待しております。

No	該当ページ及び項目									質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	番号			その他
061	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	c	(c)			事業者は自主的に市及び病院の各部署との調整を行い入札価格内で施設整備業務を遂行することとありますが、各部署からの要望を全て受け入れることは不可能であり、当該各種要望の取捨選択については事業者が決められない部分と考えます。最終的な判断は一本化された市の窓口にて行っていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (関連質問 011参照)
062	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	c	(c)			市と事業者の価格調整が難航した場合の対策として、現時点で市側で何らかの方策を想定されているのでしょうか。	当該規定は、ヒアリング等の実施により、要求水準の変更に該当する事象を全て要望として取り入れた結果、結果的に契約金額の増額につながるという先行案件の課題等も踏まえ、要求水準の変更に該当するような要望に対して、事業者自らが過剰と判断する場合には客観的な根拠等を示した上で、必要な調整を行い、自主的な価格コントロールを実施して頂きたいという趣旨です。 なお、市側としても当然契約金額内で収まる管理体制や意思決定ルートを確認し、事業者の業務に対して必要な協力をいたしますし、現場と係争した場合には、市が設置する管理組織で採用可否を判断いたします。 なお、当該組織で現場要望を採用したことにより、「要求水準の変更」により、増加費用が発生した場合には基本的に市が費用負担しますが、事業者側に於かれても、その他の項目等で積極的にVE・CD提案を実施して頂き、契約金額内で収める努力を行って頂けることを期待しております。
063	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	c	(c)			「事業者は自らの責任において…」とありますが、入札価格内での設計変更協議がどうしても折り合わない場合には誰がどのような判断を下すこととなりますでしょうか。	(質問 062参照)
064	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	c	(c)			価格のコントロールについて事業者は自らの責任において、自主的に市及び病院の各部署との調整を行うとありますが、この調整とは具体的にどこまでの作業を意味するのでしょうか。各部署の間に事業者が立ち、調整を行い、方針決定を促すことは立場上困難と考えます。	(質問 062参照)
065	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(a)			一般的にPFIで一体的に整備の方が効率的だと考えられている大型医療機器等について、PFIの事業範囲に含まれていない理由についてご教示下さい。	ご質問のご趣旨及びメリットは理解しておりますが、本事業を確実に遂行することを最優先と考え、現時点では想定できない将来的なリスクを極力排除した結果とご理解ください。
066	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(a)			市が別途整備する医療情報システムや医療機器・一般備品の整備計画の開示時期をご教示下さい。 なお、計画により開示時期が異なる場合は、計画ごとに開示時期をご教示下さい。	新市立病院における医療情報システム及び医療機器に関する計画については質問 004をご参照ください。 新市立病院における一般備品に関する計画については現時点では公表する予定はございません。 なお、施設整備業務(費用負担も含む)の中で整備して頂く項目と、別途市で調達する医療情報システム、医療機器、一般備品の工事区分については入札公告時にお示しいたします。
067	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(a)			別途市が整備する医療情報システムや医療機器・一般備品の整備計画並びに担当者はいづ頃公表されますでしょうか。	前段の整備計画については質問 004及び066をご参照ください。 後段については現時点では長崎市となります。
068	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(a)			別途市が整備する医療情報システムや医療機器・一般備品整備に必要な設備計画は、いつ頃公表されますでしょうか。	(質問 004、053及び066参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)			番号
069	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(a)		「建物の引渡し前においても、搬入・据付等が実施できるよう」とありますが、想定されている時期等についてご教示下さい。	「参考資料9 工程表」でお示しのとおり、期工事の引越・準備期間が2ヶ月、期工事の引越・準備期間が1ヶ月と、十分な期間が確保できておりません。市としては、円滑に開院するためには、期工事の引越・準備期間として少なくとも3ヶ月間は必要と考えており、可能な限り早い段階から医療情報システムや医療機器の搬入・据付を行いたいと考えております。 ただ、設計・建設期間についてもタイトなスケジュールとなっており、市側の想定としてこれ以上設計・建設期間を短縮することは厳しいということで、結果として、参考資料9においては引越・準備期間を短縮しております。この点は市としても課題として認識しております。 上記のような課題に対して、民間事業者の創意工夫、ノウハウを生かした有効かつ確実な工程計画をご提案頂頂けることを期待しております。
070	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(a)		別途市が整備する医療情報システムや医療機器・一般備品とありますが、この内容はいつ公表となるのでしょうか。特に医療機器の内容、及び配置予定箇所は、施設計画に大きな影響があります。また業務範囲内となる備品についてもいつ公表となるのでしょうか。	(質問 004、053及び 066参照)
071	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(b)		市へ引渡した建物に対する事業者の調整・リハーサルについて、想定されているものをご教示ください。市への引渡に当たっては、正常稼動することを前提と考えます。	例えば、市へ建物を引渡した後、医療情報システムや医療機器・一般備品の設置・据付・調整等が終了した以降に、円滑に稼動するために必要となる建物性能が確保されているかのリハーサルが該当します。なお、仮に、建物側に不具合があった場合においては必要な調整を実施して頂くこととなります。
072	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(b)		建物引渡し後においても、運営面から施設の不具合等が生じた場合には、合理的な範囲で対応することが求められていますが、この場合の「合理的な範囲」の考え方についてご教示下さい。	要求水準書に示す建物性能や市との合意事項が遵守されていなかった場合が合理的な範囲と考えております。 例えば、市へ建物を引渡した後、医療情報システムや医療機器・一般備品の設置・据付・調整等スケジュールや条件等の合意した調整事項が施工側で対応できていなかった場合や、リハーサル期間中において、建物側の瑕疵が発生した場合などは合理的な範囲であると考えております。
073	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(b)		建物引き渡し後においても、運営面から施設の不具合が生じた場合には、合理的な範囲で対応する事とありますが、この合理的な範囲とは入札価格内での柔軟な対応という意味でしょうか。ご教示ください。	契約金額の範囲内で対応して頂きたいと考えております。
074	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(b)		「移行計画・リハーサル計画を尊重し」とありますが、計画内容およびSPCの関与する業務について入札公告前に公表されますでしょうか。	市が別途策定する「移行計画」とは患者移送、据付特殊機器移設、手持ち等移動備品(キャスター付・軽量物等)の移動、その他引越物品(消耗品等移動)、情報関連機器移動、スタッフ移動などを示し、「リハーサル計画」とは総合リハーサル(患者職員役を決めて数回実施)、システム移設に伴うシステム総合テストなどのことを示しています。 実施予定期間は、移設は 期、期とも竣工から開院までの期間、リハーサルは 期、期とも竣工から開院までの期間で数回を予定しています。うち、事業者が関わる業務としては、例えば、総合リハーサル時に参加(例えば、清掃要員などはトイレの案内や患者の対応等を病院の職員と一緒に参加すること)が考えられます。
075	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(b)		「業務設計にあたっては」とは、PFI以外の病院側運営業務の設計を指しているのでしょうか。	本事業範囲に含まれる、統括マネジメント業務及び施設維持管理業務等に関する業務設計を意図しております。
076	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	d	(b)		「業務設計にあたっては」とありますが、事業者が提供する個別業務のどの業務に対する記述であるのか、具体的に個別業務名ご教示ください。	(質問 075参照)



No	該当ページ及び項目								質問	回答		
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)			番号	その他
077	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	e	(a)			”変化に対応する柔軟性”を具体的に例示願います。	当該記載の趣旨は、当初の事業契約で締結した金額の範囲内で外部環境の変化等による病院の方針に合わせ、総枠は変えずに、例えば、業務内容の変更が発生した場合は、業務仕様を事業者自ら精査するなど、まずは柔軟な対応・工夫をして頂くことを求めています。
078	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	e	(b)			「入札価格内での施設維持管理業務を遂行すること」とありますが、要求水準の変更、市側の要望に伴う業務内容の変更など帰責事由が市側にある場合は、この限りでないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	市の責めに帰すべき事由により、「要求水準の変更」による増加費用が発生した場合には基本的にはご理解のとおりですが、契約金額内で遂行できるよう、業務範囲内において提供するサービスの濃淡を付けるような積極的なご提案を期待しております。
079	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	e	(b)			価格のコントロールについて事業者は自らの責任において、自主的に市及び病院の各部署との調整～を行うとありますが、この調整とは具体的にどこまでの作業を意味するのでしょうか。各部署の間に事業者が立ち、調整を行い、方針決定を促すことは立場上困難と考えます。	(質問 062参照)
080	007	第2	1	(3)	イ	(ウ)	a				事業者側の問合せ窓口を明確にしておくことが求められている「時間外」の曜日及び時間帯をご教示下さい。	事業者側の提案により、各業務の従事者等の配置時間帯等が異なると考えますので、時間外の定義を明確に指定する予定はございませんが、事業者側の人員配置体制が縮小される時間帯とお考えください。 なお、ヘルプデスクの機能としては、病院という特性から、24時間窓口を設けて頂く必要がございますが、個別業務に対する意見・苦情・要望等が確実に収集でき、かつ緊急時の臨機対応ができる限りにおいては、当該機能を協力企業が補完(時間帯によっては院内にいる者が当該機能を担う等)することも可能ですので、効率的かつ効果的なご提案を期待しております。
081	007	第2	1	(3)	イ	(ウ)	a				ヘルプデスクは、運営・維持管理期間中から必要という理解で宜しいでしょうか。	個別業務が開始する時期から設置して頂きます。
082	007	第2	1	(3)	イ	(ウ)	a				「市からの個別業務への意見・苦情・要望などを受け取る窓口を明確化し」とありますが、市とは要求水準書総則にある用語の定義で言う「市側職員」であり、病院利用者は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	基本的にご理解のとおりですが、仮に事業者側のヘルプデスクが病院利用者から意見等を受けた場合には、比重かつ明確な対応を行って頂きたいと考えております。 なお、「要求水準書(案)-第2細則-3 施設維持管理業務」に関する質問 019もご参照ください。
083	007	第2	1	(2)	イ	(ウ)	a				「ヘルプデスク」に求められる業務時間をご教示下さい。	(質問 080参照)
084	007	第2	1	(3)	イ	(ウ)	a				市からの個別業務への対応としてヘルプデスクは24時間院内常駐ということでしょうか。	(質問 080参照)
085	007	第2	1	(3)	イ	(ウ)	a				ヘルプデスクの設置は維持管理期間中のみとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 081参照)
086	007	第2	1	(3)	イ	(ウ)	a				ヘルプデスクについては専任の必要がありますか。また維持管理期間の時間外の1次受付については施設維持管理業務の窓口と共用としても差し支えありませんか。	ご提案可能です。 (関連質問 080参照)
087	008	第2	1	(3)	イ	(I)	a				市立病院のマニュアル(「医療事故対策マニュアル」「院内感染対策マニュアル」「災害対策マニュアル」)の開示時期をご教示下さい。 なお、マニュアルにより開示時期が異なる場合は、マニュアルごとに開示時期をご教示下さい。	入札公告後、守秘義務契約を締結した上でご提示いたします。
088	008	第2	1	(3)	イ	(I)	a		2行目		医療事故対策マニュアル、院内感染対策マニュアル、災害対策マニュアルの公表時期をご教示ください。	(質問 087参照)
089	008	第2	1	(3)	イ	(I)	a				「市立病院のマニュアル」は公表いただけませんでしょうか。	(質問 087参照)
090	008	第2	1	(3)	イ	(I)	a				「危機管理マニュアル」の整備が求められていますが、市立病院のマニュアルを理解した上で整備するには一定の期間が必要だと考えられますが、各施設維持管理業務の業務開始までに整備されれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、市側の確認期間も必要ですので、業務開始の一定期間前に提出して頂くことを予定しております。 提出時期の詳細については入札公告時にお示しいたします。

No	該当ページ及び項目								質問	回答		
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)			番号	その他
091	008	第2	1	(3)	イ	(I)	a			1行目	院内における不足の事態(医療事故や不審者の侵入等を含む)とありますが、ここでいう医療事故とは具体的にどのようなことを想定されているのかご教示ください。	当該規定はあくまで事業者側の業務に付随して発生し得る医療事故に対象となります。一例を挙げれば、院内感染が発生した場合の環境修復の遅れによる感染拡大や清掃中における病院利用者等の転倒等が想定されますが、その他も含め、業務内容を詳細化した上で、想定される事象の抽出・特定及び事象が発生した場合の対応策の立案については事業者側の業務範疇となりますので、抜け漏れがないよう、危機管理マニュアルを策定ください。
092	008	第2	1	(3)	イ	(I)	b				情報システム停止時の対応について、直接の対応は情報システムのベンダーが行い、事業者は必要に応じて支援を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで結構です。
093	009	第2	1	(4)							事業者にエネルギー管理業務が求められていますが、新市立病院としてISO14000sの認証取得の方針があるのでしょうか。	取得の予定はございません。
094	009	第2	1	(4)	ア	(I)					エネルギー使用量削減計画に立案はできませんが、実行にあたっては、実際に使用する病院職員の行動なくしてできないと考えます。したがって、実行に当たっては、積極的に行動していただけとの前提でよろしいでしょうか。	省エネルギーを推進するにはエネルギー使用量削減計画とは別に病院全体が一丸となった組織・体制の確立が必要であり、事業者においてそういった病院全体も含めた組織・体制をご提案頂けることを期待しております。
095	009	第2	1	(4)	イ	(ア)	b				事業者内部に配置が求められているエネルギー管理士又はエネルギー管理員講習の講習終了者1名は、施設維持管理業務に従事する者でも良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。省エネルギーを推進するにあたり、業務が効果的かつ効率的に遂行できるようなご提案を期待しております。
096	009	第2	1	(4)	イ	(ア)	b				「事業者内部」とは構成員、協力企業等の所属は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
097	009	第2	1	(4)	イ	(ア)	b				ここでいう事業者内部には、構成員・協力企業の業務従事者も含まれるのでしょうか。それともあくまでも狭義の市との契約者であるSPC内に限定されるのでしょうか。ご教示ください。	(質問 096参照)
098	009	第2	1	(4)	イ	(ア)	b				事業者内部でエネルギー管理士又はエネルギー管理員講習の講習終了者を1名配置すること、とありますが、これはSPCの構成員から配置する必要があるということでしょうか。それともSPCから協力企業への委託でもよろしいのでしょうか。	(質問 096参照)
099	009	第2	1	(4)	イ	(I)	b				エネルギー使用量の削減計画を立案とあります。削減量の目安は指定されるのでしょうか。	今回、施設計画におけるどのような省エネルギー対策を講じて頂けるかにも関わりますので、維持管理等期間中における削減量の目安を指定する予定はございません。各種関連法令等を遵守した上で、施設計画も含めた最適なプランをご提案頂けることを期待しております。
100	009	第2	1	(4)	イ	(I)	b				エネルギー使用量削減計画を実施するにあたり、同計画通りに削減効果が得られなかった場合、本業務に従事する者はどのような措置をとればよろしいでしょうか。	(質問 104参照)
101	009	第2	1	(4)	イ	(I)	b				「エネルギー使用量削減計画に沿って、エネルギー使用量削減に向けた取組みを実施する…」とありますが、SPCが主導する立場で病院の取組み協力は得られませんか。	ご理解のとおりで結構です。(関連質問 094参照)
102	009	第2	1	(4)	イ	(オ)					病院職員に対する「省エネルギーに関する教育」の想定される実施頻度はどの程度を想定されていますか。また事業者は教育プログラムの立案および実施を行い、会場の提供や職員の招集には病院の協力がいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 094参照)

No	該当ページ及び項目										質問	回答
	ページ	章	番号	項 ( )	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	番号	その他		
103	009	第2	1	(4)	イ	(オ)	a				病院職員に対し、省エネルギーに関する教育を定期的に行うことが求められていますが、市が想定されている「定期的」の頻度についてご教示下さい。	頻度に関しては特段指定する予定はございません。省エネルギーを推進するにあたり、業務が効果的かつ効率的に遂行できるようなご提案を期待しております。 (関連質問 094参照)
104	009	第2	1	(4)	ウ						エネルギーの削減効果に対するインセンティブについて現在検討中とのことですが、入札公告には検討結果が反映されるとの理解で宜しいでしょうか。	エネルギー削減に関する詳細スキームについては入札公告時にお示しする予定です。
105	009	第2	1	(4)	ウ						エネルギーの削減効果に対するインセンティブについて現在検討中とのことですが、いつ頃決定されますでしょうか。	(質問 104参照)
106	009	第2	1	(4)	ウ						エネルギーマネジメント業務についてもモニタリングの対象となるのでしょうか。その場合、エネルギー使用削減計画書における削減目標が達成されなかった場合、事業者に対してペナルティはあるのでしょうか。	(質問 104参照)